

2025年12月26日
町田市監査委員決定

2026年1月～3月監査計画

1 基本方針

町田市監査基準に基づき、監査対象に係る内部統制の状況やリスクの重要度を考慮した上で監査資源を重点的に配分し、効果的かつ効率的に監査等を実施します。

監査等の実施に当たっては、市の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているかを市民の視点に立って確認することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資するよう努めます。

また、違法、不当の指摘にとどまらず、市の行政経営の合理性、妥当性の向上を目指して意見を述べます。

2 実施予定の監査等の種類

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1・2・4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理などが適法、適正かつ効率的に行われているかについて監査を実施します。

(2) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

毎月例日を定め、各会計の現金の出納を検査します。

(3) 随時監査（地方自治法第199条第5項）

監査委員が必要と認めるときに監査を実施します。

3 監査等の実施体制

監査委員4人で監査等を実施し、事務局長以下職員7人が補助します。

4 監査等の実施予定時期

監査等の種類	実施予定期間	対象
定期監査	～2026年3月	地域福祉部
例月出納検査	原則毎月27日	一般会計、特別会計、公営企業会計の現金出納事務
随時監査	2026年1月～3月	監査委員が必要と認めたとき

5 備考

2026年からは、監査計画の期間を暦年から年度に変更する予定です。そのため、4月以降に実施する監査等については、2026年4月から開始する「2026年度監査計画」で改めて定める予定です。